

◆保険料

定員数により、下記から算出してください。

定員数	保険料（Ⅰ型）	保険料（Ⅱ型）	定員数	保険料（Ⅰ型）	保険料（Ⅱ型）
1～10名	28,780円	20,540円	151～160名	53,570円	38,230円
11～20名	29,670円	21,180円	161～170名	56,290円	40,170円
21～30名	30,590円	21,840円	171～180名	59,010円	42,110円
31～40名	31,780円	22,680円	181～190名	61,730円	44,050円
41～50名	32,550円	23,230円	191～200名	64,450円	45,990円
51～60名	33,110円	23,630円	201～210名	67,170円	47,930円
61～70名	34,420円	24,560円	211～220名	69,890円	49,870円
71～80名	34,990円	24,970円	221～230名	72,610円	51,810円
81～90名	35,810円	25,560円	231～240名	75,330円	53,750円
91～100名	37,250円	26,590円	241～250名	78,050円	55,690円
101～110名	39,970円	28,530円	251～260名	80,770円	57,630円
111～120名	42,690円	30,470円	261～270名	83,490円	59,570円
121～130名	45,410円	32,410円	271～280名	86,210円	61,510円
131～140名	48,130円	34,350円	281～290名	88,930円	63,450円
141～150名	50,850円	36,290円	291～300名	91,650円	65,390円
			以降10名増えるごとに	上記プラス 2,580円	上記プラス 1,840円

2 エレベーター賠償責任補償制度

（昇降機賠償責任保険）

◆この制度の特長

- ①制度①保育施設賠償責任補償制度では対象とならない、エレベーターの所有、使用、管理（エレベーターの構造上の欠陥や運行・管理の不備）に起因する事故により、施設が負担する法律上の損害賠償責任を補償するものです。
- ②被害者への損害賠償金（治療費、慰謝料、葬祭費用等）、争訟費用などが支払われます。



◆被保険者

- ①保育所（園）、認定こども園、企業主導型保育所（園）
（加入申込票の施設名・代表者または法人名欄に記載された方）
- ②①の役員または使用人

◆お支払いの対象となる主な事故例

- 施設のエレベーターの管理不備による誤作動で子どもがドアにはさまれてケガをした。

等

◆支払限度額・免責金額と保険料

補償内容	支払限度額	免責金額
身体障害	1名につき 3,000万円 1事故につき 3億円	なし
財物損壊	1事故につき 1,000万円	なし
保険料（エレベーター1台につき）	3,970円	

※施設に設置している全台数分（人荷用）を一括してご加入いただきます。

※エスカレーターの場合は別途、代理店・扱者までお問い合わせください。